

杉並区男女共同参画行動計画（案）の修正一覧

凡例：★印＝区民等の意見提出手続による意見を踏まえた修正
・印＝その他の修正

No	修正箇所	計画改定案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
1	P2 1 計画改定の趣旨 3 段目	○ <u> </u> 男女が対等な立場で互いを認め合い、女性も男性もすべての個人が「支えあい共につくる」自立した主体として、喜びも責任も分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。	○基本構想が掲げる将来像を <u>実現するため</u> 、男女が対等な立場で互いを認め合い、女性も男性もすべての個人が「支えあい共につくる」自立した主体として、喜びも責任も分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。	・よりわかりやすい記述に修正
2	P2 1 計画改定の趣旨 4 段目	○一方、平成 28 年 10 月に区が実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」(以下「実態調査」という。)の結果からは、固定的な性別役割分担意識や考え方には <u>変化</u> が見られるものの、男性の長時間労働など仕事と生活を取り巻く社会状況、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実のギャップの解消、企業における女性活躍の取組の推進、安心して生活できる地域づくりなど解決すべき課題が浮き彫りになりました。	○一方、平成 28 年 10 月に区が実施した「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」(以下「実態調査」という。)の結果からは、固定的な性別役割分担意識や考え方には <u>改善傾向</u> が見られるものの、男性の長時間労働など仕事と生活を取り巻く社会状況、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実のギャップの解消、企業における女性活躍の取組の推進、安心して生活できる地域づくりなど解決すべき課題が浮き彫りになりました。	・よりわかりやすい記述に修正
3	P3 3 計画の性格と位置付け		【計画の位置付け】図を修正	・よりわかりやすい記述に修正
4	P5 6 男女共同参画施策推進体制		杉並区男女共同参画推進会議・杉並区男女共同参画推進会議幹事会の図を修正	・よりわかりやすい記述に修正
5	P5 6 男女共同参画施策推進体制	(構成) 学識経験者 3 名以内 地域団体等推薦者 10 名以内 一般公募 10 名以内	(構成) 学識経験者 <u> </u> 、地域団体等推薦者 <u> </u> 、一般公募 <u> </u> 等	・表現の統一を図るため修正
6	P6 7 国、都及び区の動き (1)国の動き	そのため、第4次計画では、改めて強調する視点として、①男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実。②女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進と将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進。③困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備。④男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用。⑤女性に対	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	★区民等の意見提出手続の意見を踏まえ、国の第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会に関する図及び第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点に関する図を追加し、左記の文章を削除

No	修正箇所	計画改定案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
		する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化。 ⑥国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上。⑦地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化、が挙げられています。		
7	P8 (3)区の動き 1 段目	○「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」については、平成7年度にはじめて策定され、この間、5度にわたる改定を経て、現行動計画(平成27年度改定)に至っています。	○「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」については、平成7年度にはじめて策定され、この間、6度にわたる改定を経て、現行動計画(平成27年度改定)に至っています。	・誤記による修正
8	P8 (3)区の動き 4 段目	○平成25年度の改定にあたっては、これまでの男女共同参画の取組を踏まえるとともに、基本構想の策定を機に施策をなお一層推進していくため、名称も「杉並区男女共同参画行動計画 ～理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして～」と改めました。また、 <u>新たに配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行うなど配偶者等からの暴力防止と被害者支援の取組を行いました。</u>	○平成25年度の改定にあたっては、これまでの男女共同参画の取組を踏まえるとともに、基本構想の策定を機に施策をなお一層推進していくため、名称も「杉並区男女共同参画行動計画 ～理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして～」と改めました。また、 <u>平成27年度の改定では、新たに配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」として位置づけ、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を行うなど配偶者等からの暴力防止と被害者支援の取組を行い、性的少数者への理解促進に向けた取組を事業として計画化しました。</u>	・よりわかりやすい記述に修正
9	P11 目標2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり 5 段目	○ <u>男女共同参画に関する認知度や意識は高まっているものの、実態調査では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を肯定する割合が30%と根強く残っています。</u>	○ <u>実態調査では、男女共同参画に関する認知度や意識は高まっているものの、</u> 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を肯定する割合が30%と根強く残っています。	・より適切な記述に修正
10	P12 目標3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり 2 段目	○暴力は、決して許されるものではない重大な人権侵害です。特に配偶者等からの暴力は、家庭内で起こるため周囲も気付かないことが多いのが現実です。潜在化するDV <u>被害者支援のため、相談体制を充実させるとともに、被害者が一日も早く自立できるよう配偶者暴力相談支援センター機能の強化を行います。</u>	○暴力は、決して許されるものではない重大な人権侵害です。特に配偶者等からの暴力は、家庭内で起こるため周囲も気付かないことが多いのが現実です。潜在化するDV <u>(配偶者等からの暴力)被害者支援のため、相談体制を充実させるとともに、被害者が一日も早く自立できるよう配偶者暴力相談支援センター機能の強化を行います。</u>	・より適切な記述に修正

No	修正箇所	計画改定案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
11	P13 計画のさらなる推進のために 3 段目	○また、男女共同参画社会の実現のための取組_____は、地域社会において生じる様々な課題を解決し、男女が性別を超え、世代を超え、互いに個性や能力を尊重し、心豊かに生きることを可能にします。	○また、男女共同参画社会の実現のための取組を推進することは、地域社会において生じる様々な課題を解決し、男女が性別を超え、世代を超え、互いに個性や能力を尊重し、心豊かに生きることを可能にします。	・より適切な記述に修正
12	P18 課題1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進 2 段目	○特に、女性が活躍できる環境の整備や活躍の場を増やすための取組が重要であり、その前提条件である「仕事と生活の調和(以下「ワーク・ライフ・バランス」という。)」を一層充実していかなければならず、長時間労働の削減や性別による固定的役割分担意識の改善、多様な働き方の導入を区内事業所に普及するなどの積極的な働きかけが求められています。	○特に、女性が活躍できる環境の整備や活躍の場を増やすための取組が重要であり、その前提条件である_____ワーク・ライフ・バランス_____を一層充実していかなければならず、長時間労働の削減や性別による固定的役割分担意識の改善、多様な働き方の導入を区内事業所に普及するなどの積極的な働きかけが求められています。	・より適切な記述に修正
13	P18 課題1 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進 3 段目	○ワーク・ライフ・バランスの希望と現実に大きな差が生じている状況において、仕事と生活の調和を図ることができる社会の推進を加速するためには、まず、男性が仕事中心のライフスタイルを見直すとともに、希望する人が家庭生活や個人の生活を充実させることができる環境づくりが重要です。また、女性の社会参画を進めていくためには、出産、育児、介護など、それぞれのライフステージに応じて安心して就労を継続できるような_____両立支援_____に向けた支援や相談体制の充実などが必要です。	○ワーク・ライフ・バランスの希望と現実に大きな差が生じている状況において、仕事と生活の調和を図ることができる社会の推進を加速するためには、まず、男性が仕事中心のライフスタイルを見直すとともに、希望する人が家庭生活や個人の生活を充実させることができる環境づくりが重要です。また、女性の社会参画を進めていくためには、出産、育児、介護など、それぞれのライフステージに応じて安心して就労を継続できるような_____仕事と家庭の両立_____に向けた支援や相談体制の充実などが必要です。	・より適切な記述に修正
14	P20 ●取組① 安心して出産と子育てができる環境の整備(7事業)	核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進む中、出産や子育てにあたり悩みを抱えながら孤立している親も少なくありません。父親・母親の子育てに対する負担感を軽減し、妊娠期から_____子育て期まで、男女がともに仕事と家庭を両立させながら、安心して出産と子育てができる環境の整備を推進していきます。	核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進む中、出産や子育てにあたり悩みを抱えながら孤立している親も少なくありません。父親・母親の子育てに対する負担感を軽減し、妊娠期から_____出産・子育て期まで、男女がともに仕事と家庭を両立させながら、安心して出産と子育てができる環境の整備を推進していきます。	・より適切な記述に修正
15	P21 6 多様な保育サービスの推進	○ 障害児保育の充実 障害のある乳幼児がいる保護者の保育ニーズに対応できるよう、 <u>区立の障害児指定園を中心に認可保育所において、障害児の受け入れを行います。</u>	○ 障害児保育の拡充 増加している障害児保育の需要に応えるため、 <u>私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、障害児指定園について、現在の区立保育園8園に加え、障害児指定園のない地域に、今後、新たに区立保育園を指定します。</u>	・より適切な記述に修正

No	修正箇所	計画改定案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
16	P21 6 多様な保育サービスの推進	○ 私立保育園における延長保育の拡充 保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育時間の延長利用に対する需要に <u>応えるため、延長保育の実施を働きかけます。</u>	○ _____延長保育の実施 保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に <u>応えるため、延長保育を実施します。</u> <u>一方、保護者の勤務先にもワーク・ライフ・バランス等、適切な労働環境についての配慮を促すため、保護者の勤務先に対し就労時間の延長が必要な理由書の作成を求めます。</u>	・より適切な記述に修正
17	P21 6 多様な保育サービスの推進	○ 病児保育の <u>充実</u> 病気やけがなどにより、集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かる事により、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	○ 病児保育の <u>拡充</u> 病気やけがなどにより、集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立支援を行う、 <u>病児保育の拡充を図ります。</u>	・より適切な記述に修正
18	P21 ●取組② 要介護高齢者支援の充実(3事業)	介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難となった高齢者のための施設整備を進めるとともに、介護の負担を軽減し、 <u>家庭生活と介護の両立を可能とする支援を充実させます。</u>	介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難となった高齢者のための施設整備を進めるとともに、介護の負担を軽減し、 <u>仕事と介護の両立を可能とする支援を充実させます。</u>	・より適切な記述に修正
19	P24 ●取組③ 働きやすい職場づくりの推進(4事業)【重点】	事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促すとともに、そのメリットや先進的な取組事例の情報提供など積極的な働きかけを行います。また、 <u>女性活躍推進法の求める一般事業主行動計画の策定に向けて、より実効性のある支援策を検討し、実施していきます。</u>	事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促すとともに、そのメリットや先進的な取組事例の情報提供など積極的な働きかけを行います。また、 <u>女性活躍推進法の周知ならびに同法に定める一般事業主行動計画の策定に向けて、より実効性のある支援策を検討し、実施していきます。</u>	・より適切な記述に修正
20	P26 【目標1・課題3 体系図】	18 生活自立支援窓口の運営(くらしのサポートステーション) <u>杉並福祉事務所</u>	18 生活自立支援窓口の運営(くらしのサポートステーション) <u>生活自立支援担当</u>	・より適切な記述に修正
21	P27 ●取組④ 就労の支援と情報提供の推進(4事業)	18 生活自立支援窓口の運営(くらしのサポートステーション) <u>杉並福祉事務所</u>	18 生活自立支援窓口の運営(くらしのサポートステーション) <u>生活自立支援担当</u>	・より適切な記述に修正
22	P28 課題4 意思決定過程における男女共同参画の推進 2 段目	○政策・方針等の意思決定過程における男女共同参画を進めていくためには、区民一人ひとりが、あらゆる分野の政策・方針決定の場に参画できる環境づくりを進めることが重要です。区の政策や方針決定の場に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、審議会等における性別のバランスに引き続き配慮をするとともに、 <u>女性の</u> 区の審議会等への_____参画状況を毎年度調査し、積極的な女性の登用を推進します。	○政策・方針等の意思決定過程における男女共同参画を進めていくためには、区民一人ひとりが、あらゆる分野の政策・方針決定の場に参画できる環境づくりを進めることが重要です。区の政策や方針決定の場に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、審議会等における <u>男女の</u> バランスに引き続き配慮をするとともに、__区の審議会等への <u>女性委員</u> の参画状況を毎年度調査し、積極的な女性の登用を推進します。	・より適切な記述に修正

No	修正箇所	計画改定案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
23	P30 ●取組⑥ 審議会等委員における男女共同参画の推進(2事業)	審議会等における女性の参画状況を継続的に調査し把握するとともに、あらゆる分野における女性の活躍を推進し、多様な視点を取り入れるため、女性が意思決定の過程に積極的に参画できるよう審議会等委員に <u>女性を積極的に登用していきます</u> 。	審議会等における女性の参画状況を継続的に調査し把握するとともに、あらゆる分野における女性の活躍を推進し、多様な視点を取り入れるため、女性が意思決定の過程に積極的に参画できるよう審議会等委員に <u>女性の登用を推進します</u> 。	・より適切な記述に修正
24	P31 課題5 防災分野における男女共同参画の推進 1 段目	○東日本大震災の <u>教訓として、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点に配慮した防災・復興対策</u> 、また、地域防災活動の担い手として女性を登用するなど、女性の視点を生かした地域防災の取組が求められています。	○東日本大震災の <u>経験と教訓から、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点に配慮した防災・復興対策</u> 、また、地域防災活動の担い手として女性を登用するなど、女性の視点を生かした地域防災の取組が求められています。	・より適切な記述に修正
25	P31 課題5 防災分野における男女共同参画の推進 3 段目	○女性の参画による新たな地域防災計画の策定をはじめ、震災救援所の運営や災害備蓄品等のあり方についても、男女それぞれの <u>視点からの充実</u> を図っていきます。	○女性の参画による新たな地域防災計画の策定をはじめ、震災救援所の運営や災害備蓄品等のあり方についても、男女それぞれの <u>視点を活かし、充実</u> を図っていきます。	・より適切な記述に修正
26	P33 ●取組⑦ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進(2事業)	東日本大震災の教訓から、大規模な災害時においては <u>男女双方の視点を防災対策に反映</u> させることが必要とされています。すべての男女が防災活動をはじめとした地域、団体活動に参加し活躍できるよう、総合的な支援を進めていきます。	東日本大震災の教訓から、大規模な災害時においては <u>さまざまな視点を防災対策に反映</u> させることが必要とされています。すべての人が防災活動をはじめとした地域、団体活動に参加し活躍できるよう、総合的な支援を進めていきます。	・より適切な記述に修正
27	P34 課題6 地域における男女共同参画の推進 4 段目	○このような視点を踏まえ、 <u>男女がそれぞれのライフステージに応じて、仕事と家庭だけでなく、地域に関心を持ち、地域活動やボランティアにも積極的に参加</u> できるよう <u>地域活動環境の充実</u> に向けた支援を行います。	○このような視点を踏まえ、 <u>性別や年代を問わず、男女がそれぞれのライフステージに応じて、仕事と家庭だけでなく、地域に関心を持ち、地域活動やボランティアにも積極的に参加</u> できるよう <u>社会環境の整備</u> に向けた支援を行います。	★区民等意見等の提出手続きによる意見を踏まえ地域活動の主体についての記述を追記 ・より適切な記述に修正
28	P37 課題7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり 3 段目	○誰もが <u>性別や身体機能の違いに捉わ</u> れることなく、互いに認め支えあえる地域社会を目指し、性的少数者(性的マイノリティ)に対する差別や偏見の解消など、一人ひとりが互いの人格や個性を尊重する意識を育てていきます。	○誰もが <u>人権を尊重し、互いに認め支えあ</u> える地域社会を目指し、性的少数者(性的マイノリティ)に対する差別や偏見の解消など、一人ひとりが互いの人格や個性を尊重する意識を育てていきます。	・より適切な記述に修正

No	修正箇所	計画改定案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
29	P41 課題8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実 1 段目	○DV(配偶者や交際相手等からの暴力_____)は重大な人権侵害であり、男女共同参画を阻害する大きな問題ですが、被害者は自分が被害者だと思っておらず、自分が我慢すれば何とかなるという理由等から誰にも相談せず、潜在化する現状があるため、被害者が相談しやすい体制の整備が求められています。	○DV(配偶者や交際相手等からの暴力。 <u>以下「DV」という。</u>)は重大な人権侵害であり、男女共同参画を阻害する大きな問題ですが、被害者は自分が被害者だと思っておらず、自分が我慢すれば何とかなるという理由等から誰にも相談せず、潜在化する現状があるため、被害者が相談しやすい体制の整備が求められています。	・より適切な記述に修正
30	P41 課題8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実 3 段目	○_____セクシャル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー等の性暴力_____に対しても、_____関連部署間の連携をさらに密にし、被害者の状況と意思に応じた保護を迅速に行うなど、被害者が自立し安心して生活できるよう支援を行います。	○DV被害者に限らず、セクシャル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー等の性暴力の被害者に対しても、 <u>被害者の個人情報の管理に細心の注意を払い、</u> 関連部署間の連携をさらに密にし、被害者の状況と意思に応じた保護を迅速に行うなど、被害者が自立し安心して生活できるよう支援を行います。	・より適切な記述に修正
31	P42 【目標 3・課題 8 体系図】	44 子どもと家庭の相談(DV相談)	44 子どもと家庭の相談_____	・より適切な記述に修正
32	P43 ●取組⑭ 相談体制の充実(4事業)	44 子どもと家庭の相談(DV相談)	44 子どもと家庭の相談_____	・より適切な記述に修正
33	P44 ●取組⑮ 被害者支援と各種連携の強化(3事業)【重点】	<u>庁内関係各課との連携体制を強化することで、潜在化する被害の掘り起こしと被害者の支援につなげます。</u>	<u>被害者が安心して生活できるよう、被害者の個人情報の管理の徹底を図るとともに、生活のための必要な各種手続きについて、関係機関との連携体制を強化し、適切な被害者の支援につなげます。</u>	・より適切な記述に修正
34	P45 課題9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進 2 段目	○さらに、 <u>日本で生活する外国人であることや、女性であることを理由として複合的に困難な状況に置かれている場合</u> もあります。	○さらに、 <u>性別、国籍、文化等の違いを理由として複合的に困難な状況に置かれている場合</u> もあります。	・より適切な記述に修正
35	P45 課題9 さまざまな人たちの暮らしの安心に向けた支援の推進 4 段目	○男女共同参画の視点に立ち、さまざまな_____困難な状況に置かれている人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に取り組み、支援を進めていきます。	○男女共同参画の視点に立ち、さまざまな <u>理由で</u> 困難な状況に置かれている人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に取り組み、支援を進めていきます。	・より適切な記述に修正
36	P46 【目標 3・課題 9 体系図】	50 母子生活支援施設への入所__支援	50 母子生活支援施設への入所等支援	・誤記による修正
37	P48 ●取組⑱ 高齢者の地域生活支援の充実(2事業)	高齢者が住み慣れた地域で__日常生活を継続できるよう、医療・介護サービスや生活を支援するさまざまなサービスを適切に提供していきます。	高齢者が住み慣れた地域で <u>安心して</u> 日常生活を継続できるよう、医療・介護サービスや生活を支援するさまざまなサービスを適切に提供していきます。	・より適切な記述に修正

No	修正箇所	計画改定案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
38	P50 課題 10 生涯を通じた心とからだの健康支援 2 段目	○超高齢化社会が到来し、平均寿命が男女とも 80 歳を超える中、 <u>健康上の問題で生活が制限されることなく生活できる</u> 健康寿命の延伸が課題となっています。 ○生涯を通じた健康(後略)	○超高齢化社会が到来し、平均寿命が男女とも 80 歳を超える中、 <u>_____</u> <u>_____</u> 健康寿命の延伸が課題となっています。__生涯を通じた健康(後略)	・より適切な記述に修正
39	P50 課題 10 生涯を通じた心とからだの健康支援 3 段目	○加えて、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、区民の誰もがスポーツ活動を楽しめるよう、スポーツ <u>_____</u> 機会の提供、環境整備についても推進していきます。	○加えて、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、区民の誰もがスポーツ活動を楽しめるよう、スポーツに <u>親しむ</u> 機会の提供、環境整備についても推進していきます。	・より適切な記述に修正
40	P53 計画のさらなる推進のために 1 段目	○行動計画に位置づけた様々な男女共同参画に対する取組を調整し、計画的かつ総合的に推進していくには、適切な進行管理のもと、区を挙げた推進体制が必要となります。「杉並区男女共同参画推進会議」において区全体における男女共同参画施策の進行管理、評価及び調整をしていくとともに、 <u>その実行機関である「杉並区男女共同参画推進会議幹事会」</u> において、実効性のある施策の推進を図っていきます。	○行動計画に位置づけた様々な男女共同参画に対する取組を調整し、計画的かつ総合的に推進していくには、適切な進行管理のもと、区を挙げた推進体制が必要となります。「杉並区男女共同参画推進会議」において区全体における男女共同参画施策の進行管理、評価及び調整をしていくとともに、 <u>_____</u> 「杉並区男女共同参画推進会議幹事会」において、実効性のある施策の推進を図っていきます。	・より適切な記述に修正
41	P53 計画のさらなる推進のために 3 段目	○学識経験者や団体推薦、公募区民から構成される「男女共同参画推進区民懇談会」を女性活躍推進法第 23 条の協議会として <u>位置付け</u> 、委員の構成等を見直すことにより、様々な分野の活動主体から幅広く多面的な意見を聞き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。	○学識経験者や団体推薦、公募区民から構成される「男女共同参画推進区民懇談会」に <u>女性活躍推進法第 23 条の協議会としての機能を持たせ</u> 、委員の構成等を見直すことにより、様々な分野の活動主体から幅広く多面的な意見を聞き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。	・より適切な記述に修正
42	P55 ●取組①区役所における男女共同参画推進体制の充実(5 事業)【重点】	区役所全体で男女共同参画を推進していくため、 <u>_____</u> 職員の男女共同参画に対する意識を高めるとともに、 <u>区内事業者の模範となるよう、区役所で働く職員が働きやすい環境整備を行います。</u>	区役所全体で男女共同参画を推進していくため、 <u>区内事業者の模範となるよう、職員の男女共同参画に対する意識を高めるとともに、_____働きやすい環境整備を行います。</u>	・より適切な記述に修正
43	P56 ●取組② さまざまな連携・協働による男女共同参画の推進(4 事業)	<u>関係機関、民間団体、NPO、区内事業所、区内地域団体、庁内関係各課等と連携・協働を深めることにより、男女共同参画をさらに推進します。</u>	<u>民間団体、NPO、区内事業所等様々な関係機関と連携・協働を深めることにより、男女共同参画をさらに推進します。</u>	・より適切な記述に修正

No	修正箇所	計画改定案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
44	P56 70 男女共同参画推進区民懇談会の充実	学識経験者や団体推薦、公募区民から構成される「男女共同参画推進区民懇談会」を女性活躍推進法第23条における協議会として位置付け、委員の構成等を見直すことにより、これまで以上に様々な分野の活動主体から多面的な意見を聴取します。	学識経験者や団体推薦、公募区民から構成される「男女共同参画推進区民懇談会」に女性活躍推進法第23条における協議会の機能を持たせ、委員の構成等を見直すことにより、これまで以上に様々な分野の活動主体から多面的な意見を聴取します。	・より適切な記述に修正
45	P56 71 男女共同参画推進会議の充実と庁内連携の強化	区政の多様な分野にわたる「男女共同参画行動計画」を着実に推進していくため、 <u>全部長を委員とする男女共同参画推進会議を中心とし、区役所全体をあげて行動計画の推進を進めていきます。</u>	区政の多様な分野にわたる「男女共同参画行動計画」を着実に推進していくため、 <u>男女共同参画推進会議を中心とし、計画的かつ総合的に全庁をあげて取り組んでいきます。</u>	・より適切な記述に修正
46	P58 事業一覧	18 生活自立支援窓口の運営(くらしのサポートステーション) <u>杉並福祉事務所</u>	18 生活自立支援窓口の運営(くらしのサポートステーション) <u>生活自立支援担当</u>	・より適切な記述に修正
47	P64 策定経過	—	—	★区民等の意見提出手続の意見を踏まえ、策定経過を記載し、区民懇談会、男女共同参画推進会議等の開催日及び審議内容についての記述を追記